

(耐震建築人材育成プロジェクト仮訳)

中華人民共和国防震減災法

(1997年12月29日第八届全国人民代表大会常務委員会第二十九回会議にて可決、
2008年12月27日第十一届全国人民代表大会常務委員会第6回会議改訂)

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 地震災害防御・軽減(訳注:以下、「防震減災」と略)計画
- 第三章 地震のモニタリングと予報
- 第四章 地震災害の予防
- 第五章 地震時における緊急救援
- 第六章 臨時の民生安定化対策と復旧再建
- 第七章 監督と管理
- 第八章 法的責任
- 第九章 附 則

第一章 総則

第一条 防震減災を図り、人民の生命と財産の安全を守り、経済と社会の持続的発展を促すため、本法を制定する。

第二条 本法は、中華人民共和国の国土および中華人民共和国が管轄するその他の海域における地震のモニタリングと予報、地震災害の予防、地震時における緊急救援、臨時の民生安定化対策と復旧再建などの防震減災事業に対し、適用される。

第三条 防震減災事業は、予防を主とし、これに防御および救助を結びつける方針を採る。

第四条 県級以上の人民政府は、防震減災事業に対する指導を強め、防震減災事業を当該の国民経済と社会発展計画の一環とし、必要な経費を財務予算に組み込まなければならない。

第五条 国務院の指導の下、国務院地震事業主管部門、国務院経済総合マクロ調整部門、建設、民政、衛生、公安および関連部門は、各自が与えられた職責を果たし、綿密に協力し合い、共同で防震減災事業に取り組む。

県級以上の地方人民政府で地震事業を担当する部門または機構、関連部門は、当該人民政府の指導の下、各自が与えられた職責を果たし、綿密に協力し合い、共同で本行政区における防震減災事業に取り組む。

第六条 国務院の防震減災指揮機構は、責任をもって、全国における防震減災事業の統一的な指導、指揮および調整を行う。県級以上の地方人民政府の防震減災指揮機構は責任をもって、本行政区の防震減災事業の統一的な指導、指揮および調整を行う。

国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、当該人民政府の防震減災指揮機構の日常業務を請け負う。

第七条 各級人民政府は、防震減災に関わる知識の宣伝と教育を組織的に展開し、公民の防震減災意識を高めるとともに、社会全体の防震減災能力を高めなければならない。

第八条 全ての事業者および個人は、法に従い防震減災活動に参加する義務を有する。

国は、社会組織および個人による地震のモニタリングと予防のネットワークを構築し、地震のモニタリングおよび予防活動を展開することを奨励、指導する。

国はボランティアの防震減災活動への参加を奨励、指導する。

第九条 中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊および民兵組織は、本法およびその他の関連法令、行政法規、軍事法規および国務院、中央軍事委員会の命令に従い、防震減災任務を遂行し、人民の生命と財産の安全を守る。

第十条 防震減災活動に従事する者は、国の防震減災基準を遵守しなければならない。

第十一条 国は、防震減災の科学技術研究を奨励、支持し、防震減災の科学技術研究への経費投入を段階的に高め、先進的な科学研究の成果を広めるとともに、国際提携および交流を推し進め、防震減災事業の水準を向上させる。

防震減災事業において卓越した貢献を果たした事業者および個人は、国の関連規定に従い、表彰および奨励が授与される。

第二章 防震減災計画

第十二条 国務院の地震事業主管部門は、国務院の関連部門と共同で国家防震減災計画を立案し、国務院への申告・承認を得た上で、これを組織的に実施する。

県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、同級の関連部門と共同で、上級の防震減災計画および本行政区の実況に基づき、本行政区における防震減災計画の組織・作成の管理を行い、当該人民政府の承認を経た上で、これを組織的に実施するとともに、上級の人民政府において地震事業を管理する官庁または機構への届出を行う。

第十三条 防震減災計画の立案は、総括的な段取り、重点の明確化、合理的な配置、全面的な予防の原則に従い、地震状況および地震災害予測の結果を拠所とし、人民の生命および財産の安全、経済と社会の発展、資源や環境保全などの需要を十分に考慮しなければならない。

県級以上の地方人民政府の関連部門は、防震減災計画立案の需要に基づき、関連資料を適時提供しなければならない。

第十四条 防震減災計画の内容は、地震状況および防震減災の全体目標、地震モニタリングネットワーク配置、地震災害の予防対策、地震緊急救援対策、および防震減災技術、情報、資金、物資などの保障対策、を含まなければならない。

防震減災計画の立案において、地震重点監視防御区の地震モニタリングネットワーク整備、地震状況の追跡、地震災害の予防対策、地震緊急準備、防震減災知識の宣伝と教育などの具体的なスケジュールを組み込まなければならない。

第十五条 作成機構は、防震減災計画の届出と承認審査を行う前に、関連部門、事業者、専門家および公衆の意見を求めなければならない。

防震減災計画の届出・審査文書は、その中に意見書採択状況およびその理由を付さなければならない。

第十六条 防震減災計画の承認・公布後、これを厳格に実行しなければならない。地震情勢の変化および経済・社会の発展状況を鑑み、確かに改訂が必要であると判断される場合、もとの承認審査手続に従い届出と承認審査を行わなければならない。

第三章 地震のモニタリングと予報

第十七条 国は、地震のモニタリングと予報事業を強化し、多学科に跨る地震モニタリングシステムを構築し、地震モニタリング・予防の水準を段階的に高める。

第十八条 国は、地震モニタリングネットワークについて、統一的な計画、レベル区分、分類管理を行う。

国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、国務院の関連規定に従い、地震モニタリングネットワーク計画を作成する。

全国の地震モニタリングネットワークは、国家級地震モニタリングネットワーク、省級地震モニタリングネットワーク、および市・県級地震モニタリングネットワークで構成され、整備のための資金および運営経費は財務予算に組み込まれる。

第十九条 ダム、油田、原子力発電所などの大規模な建設工事を手がける建設業者は、国务院の関連規定に従い、専用の地震モニタリングネットワークまたは強震動モニタリング施設を整備し、その資金および運営経費は建設業者が負担する。

第二十条 地震モニタリングネットワークは、その整備において法令および国の関連基準が遵守され、建設の品質が保証されなければならない。

第二十一条 地震モニタリングネットワークは、無断で運行を中止または終了してはならない。地震モニタリング情報の検査・測定、伝達、分析、処理、備蓄、届出を行う事業者は、地震モニタリング情報の品質および安全を保証しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、関連事業者を地震モニタリングネットワークとして、通信、交通、電力などの保障条件の運行を提供しなければならない。

第二十二条 沿海部の県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、海域地震活動のモニタリング・予測を強化しなければならない。県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、海域地震の発生後、海洋主管部門および当地の海事管理機構などに対して適時状況を通報しなければならない。

火山の所在地の県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、地震モニタリング施設および技術手段を利用し、火山活動のモニタリング・予測を強化しなければならない。

第二十三条 国は、法に従い、地震モニタリング施設および地震観測環境を保護する。

如何なる事業者および個人も、地震モニタリング施設を無断で横領、毀損、除去もしくは移動してはならない。地震モニタリング施設が破壊された場合、県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、緊急対策を講じて組織的に修復を行い、地震モニタリング施設の正常な運行を確保しなければならない。

如何なる事業者および個人も、地震観測環境に危害を与えてはならない。国务院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、関連部門と共同で、国务院の関連規定に従い地震観測環境の保護範囲を定め、且つこれを土地利用の全体計画および都市農村計画に組み入れる。

第二十四条 新築、拡張、改築の各工事において、地震モニタリング施設および地震観測環境への危害を回避しなければならない。建設業者は、国家重点工事において、地震モニタリング施設および地震観測環境への危害がどうしても回避できない場合、県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構の要求に従い、妨害防止設備を増設しなければならない。妨害防止設備を増設できない場合、地震モニタリング施設を新規に建設しなければならない。

都市農村計画の主管部門は、地震観測環境の保護範囲内における建設工事について、法に従い用地選定意見書を発行する場合、地震事業を管理する部門または機構の意見を求めなければならない。用地選定意見書を発行する必要がなく、法に従い建設用地計画許可証または農村建設計画許可証を発行する場合、地震事業を管理する部門または機構の意見を求めなければならない。

第二十五条 国务院の地震事業主管部門は、地震モニタリング情報共有プラットフォームを開設・整備し、一般向けにサービスを提供する。

県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、上級の人民政府において地震事業を管理する部門または機構に対し、速やかに地震モニタリング情報を報告

しなければならない。

専用の地震モニタリングネットワークおよび強震動監査施設の管理業者は、所在地の省、自治区もしくは直轄市の人民政府において地震事業を管理する部門または機構に対し、速やかに地震モニタリング情報を報告しなければならない。

第二十六条 国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、地震モニタリング情報の研究結果に基づき、発生しうる地震の地点、時間、マグニチュードを予測する。

その他の事業者および個人が研究により提起した地震予測に関する意見は、所在地または予測地の県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構に対し、書面で報告する、または国務院の地震事業主管部門に直接書面で報告しなければならない。書面の報告を受けた部門または機構は登記を行い、受領証を発行しなければならない。

第二十七条 地震に関わる異常現象を観測した事業者および個人は、県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構にこれを報告する、または国務院の地震事業主管部門に直接書面で報告することができる。

国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、報告書を受領した後、登記を行い、組織的な調査を通じて適時にこれを確認しなければならない。

第二十八条 国務院の地震事業主管部門および省、自治区または直轄市の人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、「震情会商会(地震状況に関する協議会)」を開き、必要に応じて関連部門、専門家、その他の関連人員を招き、地震予測に関する意見および地震と関係しうる異常現象について総合的な分析研究を行った上で、地震状況に関する協議意見をまとめ、当級の人民政府に報告しなければならない。震情会商を通じて地震の予報に関する意見をまとめる場合、当級の人民政府に報告する前に評議・審査を行い、その結果に基づき、対策建議書を提出しなければならない。

第二十九条 国は、地震の予報意見に対して統一公布制度を実行する。

全国の範囲内における地震の長期的および中期的な予報意見は、国務院により公布する。省、自治区または直轄市内の地震予報意見については、省、自治区または直轄市が、国務院の規定に従いこれを公布する。

本人または本事業者が長期的および中期的な地震活動動向の研究結果を発表する、または関連の学術交流を行う以外に、如何なる事業者および個人も一般向けに地震の予測意見を公開してはならない。如何なる事業者および個人も地震の予報意見およびその評議・審査の結果を公開してはならない。

第三十条 国務院の地震事業主管部門は、地震活動動向および地震災害の予測結果に基づき、地震重点監視防御区の特定に関する意見書を提出した上で、これを国務院に報告し、その承認を求める。

国務院の地震事業主管部門は、地震重点監視防御区の地震状況の追跡を強化し、地震活動動向について分析と評価を行い、防震減災事業の年度意見書を提出し、国務院に報告し承認を得た上で、これを実施するものとする。

地震重点監視防御区に該当する県級以上の地方人民政府は、防震減災事業に関する年次意見書および当地の地震活動動向に基づき、関連部門を組織して防震減災事業を強化しなければならない。

地震重点監視防御区に該当する県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、地震モニタリングネットワークの密度を増やし、組織的に地震状況の追跡、流動観察、地震と関係しうる異常現象の観測、および観測と予防ネットワークの構築を行い、且つ

関連情報を上級政府において地震事業を管理する部門または機構に適時報告しなければならない。

第三十一条 国は、全国地震烈度速報システムの整備を支持する。

地震災害の発生後、国務院の地震事業主管部門は、全国地震烈度速報システムを通じて速やかに災害の程度を判断し、防震減災活動を指揮するための拠所を提供しなければならない。

第三十二条 国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、地震災害が発生したエリアに対する地震モニタリングを強化するとともに、地震発生現場に流動観測点を設立し、地震状況の発展と変化に基づき、地震活動動向を速やかに分析・判定し、余震警備活動に拠所を提供しなければならない。

国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構、地震観測所ネットワークを管理する事業者は、速やかに地震に関する資料および情報を収集・備蓄し、整った書類を作成しなければならない。

第三十三条 外国の組織または個人が、中華人民共和国の領域内および中華人民共和国が管轄するその他の海域において地震モニタリング活動に従事する場合、必ず国務院の地震事業主管部門と関連部門の承認を経た上で、中華人民共和国の関連部門または事業者と提携する形でこれを行わなければならない。

第四章 地震災害の予防

第三十四条 国務院の地震事業主管部門は、中国地震烈度区画図または地震動パラメータ区画図の作成に対し責任を負う。

国務院の地震事業主管部門および省、自治区または直轄市の人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、建設事業の耐震安全性評価報告書の審査、耐震措置要求の確定に対し責任を負う。

第三十五条 新築、拡張、改築の各工事について、耐震措置要求を満たさなければならない。

大規模な建設工事および重大な二次災害を引き起こしうる建設工事について、国務院の規程に従い地震安全性評価を行い、且つ審査済の耐震安全性評価報告書で確定された耐震措置要求に従い耐震措置を施す。建設事業において耐震安全性評価を行う事業者は、国の基準に則り耐震安全性評価を行い、その報告書の品質に対して責任を負うものとする。

前項の規定以外の建設事業について、地震烈度区画図または地震動パラメータ区画図で確定された耐震措置要求に従い耐震措置を施す。学校、病院などの人が密集する場所における建設事業について、当地の建築物の耐震措置要求よりも高い要求に従い設計と施工を行い、有効な対策を講じて耐震性能を増強するものとする。

第三十六条 建設事業に係る強制基準は、耐震措置要求に適合しなければならない。

第三十七条 国は、都市部の人民政府に対し、地震小区画図(特定の区域における地震による被害分布を示した図)の作成を奨励する。地震小区画図の審査は、国務院の地震事業主管部門が責任を負う。

第三十八条 建設業者は、建設工事の耐震設計および施工の全過程について責任を負う。

設計事業者は、耐震要求および工事の強制基準に従うとともに、耐震設計の品質および発行する施工図・設計書の正確性について責任を負うものとする。

施工事業者は、施工図・設計書および工事の強制基準に従い施工を行うとともに、施工の品質について責任を負うものとする。

建設業者および施工事業者は、施工図・設計書および国の基準に適合する材料、部品および設備を選んで使用しなければならない。

工事管理事業者は、施工図・設計書および工事の強制基準に従い監理を行うとともに、施工の品質に対して監理責任を負うものとする。

第三十九条 建設が完了した以下のプロジェクトについて、耐震措置を施していない、または耐震措置要求に達していない場合、国の規程に従い耐震性能診断を行うとともに、必要な耐震補強を施すものとする。

(一)大規模な建設事業。

(二)重大な二次災害を引き起こしうる建設事業。

(三)歴史、科学もしくは芸術的に重大な価値または記念的意義を持つ建設事業。

(四)学校、病院など人が密集する場所における建設事業。

(五)地震重点監視防御区における建設事業。

第四十条 県級以上の地方人民政府は、農村の村民住宅および村落の公共設備の管理を強化し、農村における実用的な耐震技術の研究および開発に取り組む。耐震措置要求を満たし、経済的で当地の特色を帯びた建築設計および施工技術を普及させるとともに、技術者を育成し、モデルプロジェクトを行い、農村の村民住宅および村落の公共施設の耐震措置水準向上に努める。

国は、耐震措置が必要な農村の村民住宅および村落の公共設備に対し必要な支援を与える。

第四十一条 都市農村計画は、地震時の緊急避難の需要に基づき、緊急避難経路および緊急避難所を合理的に特定し、緊急避難所に必要な交通、給水、給電、汚染排出などのインフラ整備について統一的に手配しなければならない。

第四十二条 地震重点監視防御区に該当する県級以上の地方人民政府は、必要に応じて、本級の財務予算および物資備蓄の中から地震災害向け救済資金および物資を工面するものとする。

第四十三条 国は、耐震措置要求に適合し、経済的かつ実用的な新技術、新工法、新材料の研究開発および普及を奨励、支持する。

第四十四条 県級人民政府およびその関連部門、郷・鎮人民政府、都市街道弁事処などの基層組織は、地震時緊急対応の知識の宣伝・普及活動および必要な地震時の緊急救援訓練を組織し、地震災害時における公民の自助・共助の能力を向上させなければならない。

機関、団体、企業、事業単位などの事業者は、所在地の人民政府の要求に従い、各自の実情を踏まえた上で、当事業者の人員に対する地震時緊急対応の知識の宣伝と教育を強化し、地震時の緊急救援訓練を実施しなければならない。

学校は、地震時緊急対応の知識の教育を行い、必要な地震時の緊急救援訓練を組織し、児童・生徒の安全意識および自助・共助の能力を育てなければならない。

ニュースメディアは、地震災害予防および緊急対応、自助・共助に関する知識の公益的な宣伝を行わなければならない。

国務院の地震事業主管部門および県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、関連する事業者に対し、防震減災知識の宣伝と教育および地震時緊急救援訓練などの指導、協力、督促を行うものとする。

第四十五条 国家発展改革委員会が資金補助の対象とする地震災害保険の事業単位は、事業者や個人の地震災害保険への参加を奨励する。

第五章 地震時における緊急救援

第四十六条 国務院の地震事業主管部門は、国務院の関連部門と共同で、国の地震時緊急対応策を立案した後、国務院に報告し、その承認を求める。国務院の関連部門は国の地震時緊急対応策に基づき、自らの地震時緊急対応策を立案し、国務院の地震事業主管部門にこれを届け出る。

県級以上の地方人民政府およびその関連部門、郷・鎮人民政府は、法令、規則、上級政府お

よびその関連部門の地震時緊急対応策ならびに当行政区の実情に基づき、行政区および自部門の地震時緊急対応策を立案する。省、自治区、直轄市または規模の大きな市の地震時緊急対応策は、國務院の地震事業主管部門に届け出なければならない。

交通、鉄道、水利、電力、通信などのインフラおよび学校、病院などの人が密集する場所を営管理する事業者、ならびに二次災害を引き起こしうる原子力発電所、鉱山、危険物のメーカーなどを営する事業者は、地震時緊急対応策を立案し、所在地の県級人民政府において地震事業を管理する部門または機構に届け出なければならない。

第四十七条 地震時緊急対応策の内容は、組織の指揮系統とその職責、予防と予警報体制、処理フロー、緊急対応および緊急保障対策などを含まなければならない。

地震時緊急対応策は、実情に基づき、適時改訂するものとする。

第四十八条 地震予報意見の公布後、係る省、自治区、直轄市の人民政府は、予報の地震状況に基づき、係る区域が地震への緊急対応期に入ったことを発表できる。係る地方の人民政府は地震時緊急対応策に従い、関連部門を組織し緊急防備体制および地震災害救済の準備に取り掛かるものとする。

第四十九条 危害の程度、影響が及んだ範囲をもとに、地震災害のレベルを、一般、大型、重大、特別に重大に分ける。基準分けの詳細は國務院の規定に準ずる。

一般レベルもしくは大型レベルの地震災害発生後、発生地市の市、県の人民政府は、関連部門を組織し地震時緊急対応策に取り掛かる。重大レベルの地震災害発生後、発生地省、自治区または直轄市の人民政府は関連部門を組織し地震時緊急対応策に取り掛かる。特別に重大レベルの地震災害発生後、國務院は関連部門を組織し地震時緊急対応策に取り掛かる。

第五十条 地震災害救済の指揮機構は、地震災害発生後、速やかに関連する部門と事業者を組織し被災状況を把握し、緊急救援隊の配置案を提出するとともに、以下の緊急措置を講じるものとする。

(一)速やかに倒壊物の下敷きになった被災者を救い出し、関連の事業者と人員を率いて救助活動を展開する。

(二)速やかに救急医療を実施し、被傷者の移動、受入、手当に協力する。

(三)速やかに毀損した交通、水利、電力、通信などのインフラの応急修理を組織的に行う。

(四)緊急避難所または臨時避難所、救済物資供給所を設置し、救援物品、簡易宿泊所および臨時宿泊所を提供し、速やかに被災者を安定させ、飲料水の消毒と安全を確保するとともに、衛生防疫対策を行い、被災者の生活安定化を図る。

(五)速やかに危険源の除去と危険場所を封鎖を行い、二次災害の危険性を徹底的に調べるとともに、モニタリングと予警報を行う。地震によって引き起こされうる火災、水害、爆発、山崩れや倒壊、土石流、地盤沈下もしくは大量の劇毒、強腐食性、放射性物質漏れなどの二次災害および感染症・疫病の発生などを防止する。

(六)法に則り、社会秩序の安定、治安維持に必要な対策を講じる。

第五十一条 特に重大な地震災害発生後、國務院の地震災害救済指揮機構は、被災地に現場指揮機構を成立するほか、必要に応じて作業チームを組み、統一的な指導、指揮および調整のもとで救済活動を行う。

各級人民政府および関連部門、事業者、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊および民兵組織は、統一的な指示の下、各自が与えられた職責を果たし、綿密に協力し合い、共同で救済活動を行うものとする。

第五十二条 地震被災地を所管する県級以上の地方人民政府は、速やかに地震の状況および被災状況などの情報を一級上の人民政府に報告し、必要に応じて級を超えた報告を行ってよいが、遅延報告、虚偽報告や隠蔽をしてはならない。

地震状況、被災状況および救済などの情報は、国務院の規定に従い集中管理を行い、統一的、正確かつ速やかに公布する。

第五十三条 国は、地震時緊急救援に係る新技術および装置の研究開発、緊急救援に必要な設備や装置の調達および備蓄による緊急救援水準の向上を奨励、扶助する。

第五十四条 国務院は、地震災害緊急救援チームを設立する。

省、自治区または直轄市の人民政府および地震重点監視防御区を所管する市、県の人民政府は、必要に応じて、消防隊などの現有のチームを十分に活用し、各チームを柔軟に活用する形で、地震災害緊急救援チームを設立する。

地震災害緊急救援チームは相応の装置、器材を備え、研修や訓練を通じて地震災害緊急救援能力を向上させなければならない。

地震災害緊急救援チームは、救済を行うとき、倒壊した建築物や構築物の下敷きになった被災者を優先的に救助しなければならない。

第五十五条 県級以上の人民政府の関連部門は、各自が与えられた職責を果たし、綿密に協力し合い、有効な対策を講じて、地震災害緊急救援チームおよび医療救護チームによる迅速かつ効率的な救助活動を保障しなければならない。

第五十六条 県級以上の地方人民政府およびその関連部門は、地震災害救援ボランティアチームを設立し、隊員が緊急救援技能を取得しその能力を高めるために、地震時緊急救援の知識に関する研修や訓練を組織的に行うことができる。

第五十七条 国務院の地震事業主管部門は、関連部門および事業者と共同で、外国の救援チームおよび医療チームの中華人民共和国における地震災害緊急救援活動に組織的に協力する。

国務院の地震災害救済指揮機構は、外国救援チームおよび医療チームの管理・調整を担い、その専門的な特性に基づき、科学的かつ合理的に緊急救援任務を手配する。

地震被災地を所管する地方の各級人民政府は、外国救援チームおよび医療チームの緊急救援活動に対し、支持および協力しなければならない。

第六章 地震災害後の臨時の民生安定化対策と復旧再建

第五十八条 国務院または地震被災地の省、自治区または直轄市の人民政府は、地震災害による損失について速やかに調査と評価を行い、緊急救援、臨時の居住安定および復旧再建に向けた根拠を提供する。

地震災害による損失の調査と評価は、国務院の地震事業主管部門または地震被災地の省、自治区または直轄市の人民政府において地震事業を管理する部門または機構、および財政、建設、民政などの関連部門が、国務院の規定に従い、これを担う。

第五十九条 地震被災地の被災者が臨時的な居住安定を必要とする場合、被災地の実情に基づき、安全を確保した上で、柔軟かつ多様な方法により居住の安定を図る。

第六十条 臨時的な居住地は、交通が便利で被災者が生産活動や生活をしやすい地区に設け、地震を起こす活断層や二次災害が引き起こされやすい地区を避ける。

臨時的な居住地は、適当な規模を有し、防災・防疫対策を講じる上、必要なインフラや公共設備を設け、被災者の安全と最低限の生活を確保しなければならない。

第六十一条 臨時的な居住安定を行うとき、農地を保護するとともに、自然保護区、飲料水水源保護区および生態系が脆弱な地区に対する破壊を避けなければならない。

臨時的な居住安定の用地は、臨時用地として処理し、先に使用後、用地に係る手続を行う。用地の有効期間が満了するとき、これを永久用地に転換する場合、再び開墾を行った後に土地使用者に返還するものとする。

第六十二条 臨時的な居住地の所管の県級人民政府は、関連部門を率いて二次災害、飲料

水の水質、食品の衛生、疫病などに対するモニタリングを強化し、疫学的調査、環境衛生整備を行い、土壌や水質環境の汚染を防がなければならない。

臨時的な居住地の所管の公安機関は、治安管理を強化し、法に基づく各種違法犯罪の取締を行い、社会秩序を守らなければならない。

第六十三条 地震被災地を所管する県級以上の地方人民政府および関連部門、郷・鎮人民政府は、毀損した農業用施設を修復するとともに、農業生産技術の指導を行い、農業生産を一刻も早く回復させる。給電、給水、給ガスに携わる企業の生産復旧を優先するとともに、主幹企業の生産復旧を支持し、農業、工業、サービス業の生産・経営の全面復旧に努める。

第六十四条 各級の人民政府は、地震被災後の復旧再建に対する指導、組織、調整を強化しなければならない。

県級以上の人民政府の関連部門は、当級の人民政府の指導の下、各自が与えられた職責を果たし、綿密に協力し合い、有効な対策を講じて、共同で被災後の復旧再建を行うものとする。

第六十五条 国務院の関連部門は、地震が建設事業にもたらした破壊のメカニズムの専門家による調査と評価、建設事業の強制基準の見直しを行い、耐震措置への科学的拠所を提供する。

第六十六条 国務院の経済総合マクロ調整部門は、特別に重大レベルの地震災害発生後、国務院の関連部門および地震被災地を所管する省、自治区または直轄市の人民政府と共同で地震被災後の再建計画を立案し、国務院に報告し、その承認を求めた上で、これを実施する。重大レベル、大型レベル、一般レベルの地震災害発生後、地震被災地の省、自治区または直轄市の人民政府は必要に応じて地震被災後の再建計画を立案する。

地震災害による損失の調査と評価により取得した地質、現地調査、測量、土地、気象、水文、環境などに関する基礎資料、および国務院の地震事業主管部門の審査を経た地震動パラメータ区画図は、地震被災後の再建計画立案の拠所とされなければならない。

地震被災後の再建計画の立案に当たって、関連部門、事業者、専門家および公衆、特に地震の被災者の意見を求め、重大な事項は専門家による論証が行われなければならない。

第六十七条 地震被災後の再建計画は、地質条件、地震を起こす活断層の分布および資源・環境容量に基づき、都市と農村の配置、インフラと公共施設の建設、防災と減災、生態系、自然資源、歴史的文化遺産の保護などについて手配しなければならない。

地震被災地における他の土地での都市または農村の用地選定、および被災後の再建プロジェクトの用地選定について、地震被災後の再建計画、耐震措置、防災・減災の要求に適合し、地震を起こす活断層、生態系が脆弱な土地、洪水、山崩れや倒壊、土石流、地盤沈下などの災害が起こりうる区域および感染症が自然に発生する地を避けなければならない。

第六十八条 地震被災地を所管する地方の各級人民政府は、地震被災後の再建計画、当地の経済・社会の発展水準に基づき、計画的かつ段階を踏んで被災後の復旧再建に取り組むものとする。

第六十九条 地震被災地を所管する県級以上の地方人民政府は、関連部門と専門家を組織し、地震災害による損失の調査と評価の結果に基づき、清掃保護案を作成し、代表的な震災遺跡や痕跡、文物保護単位、および歴史的価値と民族的特色のある建築物、構造物の保護範囲と対策を明確にしなければならない。

地震による被災現場の清掃は、清掃保護計画に従い地区別、類別に行い、法律や行政法規および国家规定に従い、放射性物質、有害廃棄物、有毒化学物質の清掃、輸送および処理を行うとともに、防疫作業を行い、感染症や重大な動物病の発生を防ぐものとする。

第七十条 地震被災後の復旧再建において、交通、鉄道、水利、電力、通信、給水、給電などのインフラおよび市政府の公用施設、学校、病院のほか、文化、商業・貿易、防災・減災および

環境保全などに関わる公共施設、ならびに住宅やバリアフリー施設の建設は、合理的な建設規模と日程を確定するものとする。

村落における地震被災後の復旧再建において、村民の意志を尊重した上で、村民自治組織の役割を発揮し、主に人民自らが建設する。また、政府の補助、社会的な支持の下でカウンターパート支援を行い、適地適策で節約・集約して土地を利用し、耕地を保護する。

少数民族が集中する地方の地震被災後の復旧再建においては、当地の人民の意志を尊重しなければならない。

第七十一条 地震被災地を所管する県級以上の地方人民政府は、関連部門と事業者を組織し、関連書類や資料に対する補修、保護および収集整理を行い、地震災害によって遺失、毀損した書類や資料について、速やかに補充または復元しなければならない。

第七十二条 地震被災後の復旧再建は、政府を主導とし、社会全体の参画と市場原理導入の相互を考慮した形を保持しなければならない。

地震被災地を所管する地方の各級人民政府は、被災者および企業に対し、不撓不屈の精神をもって、一刻も早く生産を復旧するよう促すものとする。

国は、地震被災後の復旧再建に対し、資金補助、税制上の優遇、金融支援を行うとともに、物資、技術、人力などの面で援助する。

第七十三条 地震被災地を所管する地方の各級人民政府は、救助、応急手当、快復、補償、慰問、弔慰、安定、メンタルケア、法律サービス、公共文化サービス等の活動を行わなければならない。

各級人民政府および関連部門は、被災者の就業を支援し、企業、事業単位に対し、条件を満たす被災者を優先的に就業させるようにしなければならない。

第七十四条 地震被災後の復旧再建において、行政審査手続が必要な事項について、審査・承認の権限を有する人民政府および関連部門は、人民が速やかに手続を行えるよう、手続の簡易化、効率化を図るものとする。

第七章 監督と管理

第七十五条 県級以上の人民政府は、法に従い、防震減災計画および地震緊急対応策の立案と実施、地震時の緊急避難所の設置と管理、地震災害緊急救援チームの育成、防震減災知識の宣伝と教育、地震時の緊急救援訓練に対する監督と検査を強化する。

県級以上の人民政府の関連部門は、地震時の緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧再建に必要な物資の品質と安全性に対する監督と検査を強化しなければならない。

第七十六条 県級以上の人民政府における建設、交通、鉄道、水利、電力、地震などの部門は、各自の職責を果たし、工事強制基準、耐震措置要求の実施状況、耐震安全性評価に対する監督と検査を強化しなければならない。

第七十七条 地震時における緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧再建のための資金、物資を横領、保留、流用することを禁ずる。

県級以上の人民政府の関連部門は、地震時の緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧再建のための資金、物資および寄贈品・寄付金の使用状況について、監理と監督を強化するとともに、これを公布する。また、資金や物資の調達、分配、支払、使用の状況について登記簿を作成し、文書を整理・保管する。

第七十八条 地震被災地を所管する地方の人民政府は、地震時の緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧再建のための資金、物資および寄贈品・寄付金の出所と数量、貸付や使用の状況について、社会からの監督を受け入れる。

第七十九条 監査機関は、地震時の緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧

再建のための資金、物資の調達、分配、支払、使用について監査し、適時にその結果を公布するものとする。

第八十条 監察機関は、防震減災事業に参加する組織、法令によって授権された公共事務の管理組織およびその職員に対する監察を強化しなければならない。

第八十一条 如何なる事業者および個人も、防震減災活動における違法行為について、通報する権利を有する。

通報を受けた人民政府または関連部門は、調査を行い、法に従い処理した上で、通報者の秘密を守る。

第八章 法的責任

第八十二条 国務院の地震事業主管部門、県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構、および本法に基づき監督管理権を行使する部門が、法に従い行政許可または承認文書を作成しない、違法行為を発見後もしくは違法行為の通報の受領後に取り締を行わない、またはその他本法に基づき職責を履行しない場合、主管者およびその他直接に責任を負う者に対し、法に従い処分を科す。

第八十三条 法令および国の関連基準に従い、地震モニタリングネットワークの整備を行わない場合、国務院の地震事業主管部門または県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構により是正を命じ、相応の後処理を講じる。直接に責任を負う主管者およびその他直接に責任を負う者については、法に従い処分を科す。

第八十四条 本法の規定に違反し、以下の行為の一に該当する場合、国務院の地震事業主管部門または県級以上の人民政府において地震事業を管理する部門または機構は、当該違法行為の停止を命じるとともに、原状回復またはその他の後処理を講じる。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

- (一)地震モニタリング施設を横領、毀損、除去または移動した場合。
- (二)地震観測環境に危害を与えた場合。
- (三)代表的な震災遺跡や痕跡を破壊した場合。

事業者が前述の違法行為を行い、情状が重い場合、2万元以上20万元以下の罰金を科す。個人が前述の違法行為を行い、情状が重い場合、2千元以下の罰金を科す。治安管理違反行為を構成した場合、公安機関により処罰を科す。

第八十五条 本法の規定に違反し、要求に従い、妨害防止設備の増設または地震モニタリング施設を新築しない場合、国務院の地震事業主管部門または県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構により期限付きの是正を命じ、期限を過ぎても是正が見られない場合、2万元以上20万元以下の罰金を科す。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

第八十六条 本法の規定に違反し、外国の組織または個人が承認を経ずして、中華人民共和国の領域および中華人民共和国が管轄するその他の海域において地震モニタリング活動に従事する場合、国務院の地震事業主管部門により違法行為の停止を命じるとともに、監査の成果およびモニタリング設備を没収し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。

外国籍者が、前項の行為に及んだ場合、前項で規定する処罰のほか、外国人入境出境管理法に従い、その中華人民共和国における逗留期間を短縮する、または中華人民共和国における居留資格を取り消す。情状が重い場合、期限付きの出国または退去強制を命じる。

第八十七条 法に従い耐震安全性評価を行わない場合、または耐震安全性評価報告書において確定された耐震措置要求に準じて耐震措置を行わない場合、国務院の地震事業主管部門または県級以上の地方人民政府において地震事業を管理する部門または機構により、期限付

きの是正を命じる。期限を過ぎても是正が見られない場合、3万元以上30万元以下の罰金を科す。

第八十八条 本法の規定に違反し、一般向けに地震予測意見、地震予報意見およびその評議・審査結果を散布する、または地震被災後の居住の安定、復旧再建において社会秩序を乱し治安管理行為への違反を構成した場合、公安機関により法に従った処罰を科す。

第八十九条 地震被災地を所管する県級以上の人民政府が、地震状況、被災状況などの情報の遅延報告、虚偽報告や隠蔽した場合、上級の人民政府により是正を命じる。直接に責任を負う主管者およびその他直接に責任を負う者については、法に従い処分を科す。

第九十条 地震時における緊急救援、地震被災後の臨時的な居住安定および復旧再建のための資金、物資を横領、保留、流用した場合、財政部門、監査機関により各自の職責の範囲内で是正を命じ、横領、保留、流用された資金、物資を取り戻す。違法所得がある場合、これを没収する。事業者に対し警告または批判通告を行う。直接に責任を負う主管者およびその他直接に責任を負う者に対し、法に従い処分を科す。

第九十一条 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法に従い刑事責任を追及する。

第九章 附則

第九十二条 本法において下に挙げる用語の意味は以下の通り。

(一)地震モニタリング施設とは、地震情報の検査・測定、伝送、処理を行う設備、器具および付属のモニタリング場所を指す。

(二)地震観測環境とは、国の関連基準に則り区画した地震モニタリング施設が妨害を受けず、正常に作動することを保障する空間的範囲を指す。

(三)大規模な建設工事とは、一般社会に重大な価値または重大な影響を与える工事を指す。

(四)二次災害を引き起こしうる建設工事とは、地震による破壊後、水害、火災、爆発または大量の劇毒、強腐食性、放射性物質漏れ、ならびにダム、石油やガスの貯蔵施設、可燃物・爆発物、劇毒、強腐食性、放射性物質の貯蔵施設、およびその他の二次災害を引き起こしうる建設工事を指す。

(五)地震烈度区画図とは、地震の烈度(等級で表示した地震による影響の強弱)を指標とし、全国のそれぞれの耐震措置要求の区域を区分けした図面を指す。

(六)地震動パラメータ区画図とは、地震動パラメータ(加速度による地震力の強弱の表示)を指標とし、全国のそれぞれの耐震措置要求の区域を区分けした図面を指す。

(七)地震小区画図とは、ある区域の具体的な土地条件に基づき、当該区域の耐震措置要求について詳細に区分した図面を指す。

第九十三条 本法は2009年5月1日から施行する。